

佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱

平成21年11月1日

告示第190号

佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱(平成16年佐渡市告示第210号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、自然と共生するまちづくりの実現に向け、環境問題についての市民の意識の高揚を図るため、自然環境への負荷を低減する住宅用太陽光発電設備、小規模風力発電設備、電気自動車等用充電設備を設置又はリース及び電気自動車等の車両を購入又はリースをする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則(平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 新規登録する電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 新規登録 前号の電気自動車等について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第9条の規定による登録を初めてすることをいう。
- (3) リース 自動車リース会社と長期間にわたって電気自動車等の賃貸借契約をすることをいう。
- (4) 電気自動車等用充電設備 電気自動車等を充電する設備をいう。
- (5) 住宅用太陽光発電設備 市内に存する自らの居住の用に供する住宅に設置し、電力会社との間で電力受給契約を結び系統連系する太陽光発電設備をいう。
- (6) 小規模風力発電設備 風力と太陽光とのハイブリッド型発電設備を含む最大設備容量が4kW以下で、電力会社との間で電力受給契約を結び系統連系する風力発電設備をいう。

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、別表第1に掲げる要件を満たし、納期限が到来している市税を完納している者とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、電気自動車等用充電

設備のうち急速充電設備については、別表第1の補助対象経費から国、県その他の団体からの補助金等及び50万円を差し引いた額が、別表第2の補助金額上限より下回る場合は、当該差し引いた額を補助金額の上限とする。

(平23告示68・一部改正)

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新規登録前又は設備設置着手前(住宅用太陽光発電設備が設置された建売住宅の場合は、その住宅の引渡しを受ける前)にクリーンエネルギー活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に掲げる該当書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、電気自動車等については1世帯又は1事業所につき1台を限度とし、電気自動車等用充電設備、住宅用太陽光発電設備及び小規模風力発電設備については1世帯又は1事業所につき各1基を限度とする。

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、クリーンエネルギー活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業完了後1月以内(住宅用太陽光発電設備が設置された建売住宅の場合は、その住宅の引渡しが完了した後1月以内)又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにクリーンエネルギー活用事業実績報告書(様式第3号)に別表第3に掲げる該当書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平22告示72・一部改正)

(補助額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査及び現地検査等により、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、クリーンエネルギー活用事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により速やかに交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた交付決定者は、クリーンエネルギー活用事業補助金交付請求書(様式第5号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助対象の設備又は車両の取扱い)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業によりリース又は購入した電気自動車等及びリース又は取得した設備を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して解約し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年4月1日告示第72号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第68号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

区分	補助対象要件	補助対象経費
電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自ら使用又は供用(自家用自動車有償貸渡業に限る)する目的で電気自動車等を新規に購入し、又はリースする者で、新規登録日(リースの場合にあっては、リース契約書に記載された使用開始日)の1年以上前から市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいる事業者で、引き続き市内に住所を有するもの 2 電気自動車等の保管場所又は駐車場所が市内にあること。 3 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付を受けている電気自動車等(2輪車を除く。)であること。 4 当該年度末までに新規登録が完了し、補助対象事業を完了することが確実なこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気自動車等本体に係る費用(消費税相当分については助成対象としないものとする。) 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表第4に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。
電気自動車等用充電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の住宅(店舗兼併用住宅を含み、事業用及び集合住宅を除く。)に設備を、設置又はリース(リースは電気自動車等用充電設備に限る。)しようとする者で市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者。ただし、住宅に電気自動車等用充電設備の設置又はリースについては、電気自動車等の使用者に限る。 2 住宅用太陽光発電設備(系統連系していない設備かつ一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター(以下「J 	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材費及び据付工事費。ただし、消費税相当分については助成対象としないものとする。 2 電気自動車等用充電設備は、電気自動車等の走行距離にして100km程度を30分から1時間程度で充電可能なもの又は電気自動車等の走行距離にして100km程度を充電可能なもので、入力
住宅用太陽光発電設備		
小規模風力発電設備		

	<p>PEC」という。)が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付を受けている設備が設置された市内に建つ建売住宅(店舗兼併用住宅を含み、事業用及び集合住宅を除く。)の引渡しを受けようとする者で(引渡し日及び系統連系日が交付決定年月日以降であること。)、市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者</p> <p>3 市内の事業所に設備(住宅用太陽光発電設備を除く。)を設置又はリース(リースは電気自動車等用充電設備に限る。)しようとする事業者</p> <p>4 当該年度末までに設備の設置工事が終了し、補助対象事業を完了することが確実なこと。</p> <p>5 設置若しくはリースしようとする設備又は設置された設備が新品(未使用品)であること。</p> <p>6 事業所に、設置又はリースする電気自動車等用充電設備は(「緊急避難的かつ1時間30分以内の充電に限り」などの条件付も認める。)一般の者が利用できること。</p>	<p>200Vのもの。この場合において、配電工事は電線等の最短の工事のみとし、配電盤の交換等に係る経費を除く。</p> <p>3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別表第4に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。</p>
--	---	---

別表第2(第4条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

区分	補助金額	上限	
電気自動車等	一般社団法人 次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(以下「センター	センター補助の補助対象になっている電気自動車	35万円
	補助金(以下「センター	センター補助の	10万円

	補助」という。)の補助金額の50%に相当する額以内	補助対象になっているプラグインハイブリッド自動車	
電気自動車等用充電設備	補助対象経費の50%に相当する額以内	普通充電設備	10万円
		急速充電設備	100万円
住宅用太陽光発電設備	太陽電池最大出力1kwあたりに5万円を乗じた額		20万円
小規模風力発電設備	定格出力1kwあたりに2万円を乗じた額		8万円

備考 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3(第5条、第7条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

区分	交付申請	実績報告
電気自動車等	<p>(1) 住民票等(写し) 新規登録予定日(リースの場合にあっては、リース契約書に記載される使用開始予定日)の1年以上前から市内に住所を有することを証明できるもので、使用者が個人の場合に限る。</p> <p>(2) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書等(写し) 新規登録予定日(リースの場合にあっては、リース契約書に記載される使用開始予定日)の1年以上前から市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいることを証明できるもので、使用者が事業者の場合に限る。</p> <p>(3) 納税証明書等(写し) 納期限が到来している市税を完納していることを証明できるもの</p> <p>(4) 車両の購入に関する契約書又は注文書の写し</p>	<p>(1) 購入又はリースした車両の自動車検査証の写し</p> <p>(2) 購入又はリースした車両の自動車保管場所証明書の写し</p> <p>(3) 当該車両販売会社との契約書、注文書又は請求書の写し</p> <p>(4) 車両の購入に係る支払いを証する書面(領収書の写し等)</p> <p>(5) リース契約書写し(リースの場合に限る。)</p> <p>(6) 車両の写真(ナンバープレートを含む。)</p> <p>(7) 次世代自動車振興センターの補助金実績</p>

	<p>(5) 車両の購入又はリースに要する費用の内訳が記載された書類(見積書の写し等)</p> <p>(6) 貸与料金の算定根拠明細書、予定貸与先記載書(リースの場合に限る。)</p> <p>(7) 次世代自動車振興センターの補助金交付申請書(添付書類を含む。)、交付申請書受理通知書の写し及び交付決定通知書の写し</p> <p>(8) 各陸運支局長発行のレンタカーの許可証(写し)(自家用自動車有償貸渡業を営む者に限る。)</p> <p>(9) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>報告書(添付書類を含む。)及び補助金交付額確定通知書の写し</p> <p>(8) その他市長が必要と認めるもの</p>
<p>電気自動車等用充電設備</p>	<p>(1) 住民票等(写し) 市内に住所を有することを証明できるもので、設置又はリースしようとする者が個人の場合に限る。</p> <p>(2) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書等(写し) 市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいることを証明できるもので、設置又はリースしようとする者が事業者の場合に限る。</p> <p>(3) 納税証明書(写し) 納期限が到来している市税を完納していることを証明できるもの</p> <p>(4) 工事に関する請負契約書の写し</p> <p>(5) 設備導入に要する費用の内訳が記載された書類(見積書の写し等)</p> <p>(6) 設備の設置予定場所の写真</p> <p>(7) 貸与料金の算定根拠明細書 リースの場合のみ</p> <p>(8) 予定貸与先記載書(リースの場合に限る。)</p> <p>(9) 設置場所の土地賃借契約(自己</p>	<p>(1) 工事に関する請負契約書の写し</p> <p>(2) 設備導入に要した費用の内訳が記載された書類(注文書又は請求書の写し)</p> <p>(3) 設備の設置に係る支払いを証する書面(領収書の写し等)</p> <p>(4) 設備の設置後の写真</p> <p>(5) 設置場所の住宅案内図</p> <p>(6) リース契約書写し (リースの場合に限る。)</p> <p>(7) 貸与料金の算定根拠明細書(リースの場合に限る。)</p> <p>(8) その他市長が必要と認めるもの</p>

	所有地以外に設置する場合) (10) その他市長が必要と認めるもの	
住宅用太陽光発電設備	(1) 住民票等(写し) 市内に住所を有することを証明できるもので、設置者が個人の場合に限る。 (2) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書等(写し) 市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいることを証明できるもので、設置者が事業者で、小規模風力発電設備を設置する場合に限る。 (3) 納税証明書(写し) 納期限が到来している市税を完納していることを証明できるもの (4) 設置する設備の出力を示す書類 (5) 機器に関する売買契約書の写し (6) 工事に関する請負契約書の写し (7) J PEC補助金交付申請書、添付書類(建売住宅の引渡しに関する売買契約書の写し等)及び交付決定通知書の各写し(建売住宅の場合に限る。) (8) 設備導入に要する費用の内訳が記載された書類(見積書の写し等) (9) 設備の設置予定場所の写真 (10) 設置場所の土地賃貸借契約(自己所有地以外に設置する場合) (11) その他市長が必要と認めるもの	(1) 設備の設置に係る支払いを証する書面(領収書の写し等) (2) 電力会社との電力受給契約書の写し (3) 設備の設置後の写真 (4) 設置場所の住宅案内図 (5) J PEC補助金実績報告書、添付書類(建築確認済証の写し、システムの設置が確認できる立面図等)及び補助金額確定通知書の各写し(建売住宅の場合に限る。) (6) その他市長が必要と認めるもの
小規模風力発電設備		

備考 住民票等、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書等及び納税証明書等は、発行されてから3月以内のものに限る。

別表第4(別表第1関係)

補助事業における利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先	
補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。	
	(1) 補助事業者自身
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業
	(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)
2 利益等排除の方法	
	(1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
	(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品

	<p>に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p>
--	--

備考 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

様式第1号(第5条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

クリーンエネルギー活用事業補助金交付申請書

年度において佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象事業 (1) 電気自動車等
(2) 電気自動車等用充電設備(普通・急速)
(3) 住宅用太陽光発電設備(一般・建売)
(4) 小規模風力発電設備
該当するもの1つに を付けてください。

2 添付書類 佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱別表第3に掲げる該当書類

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日 号

(申請者)

様

佐渡市長

印

クリーンエネルギー活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金については、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業の区分	
2 交付決定額	
3 注意事項	この補助金については、交付決定後、転出する場合又は耐用年数を過ぎないうちに転売・譲渡・破棄した場合、補助金の返納を求めることがあります。
4 その他	別紙実績報告書に必要書類を添付し、補助金交付要綱第7条の提出期限までに提出してください。

様式第3号(第7条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

印

クリーンエネルギー活用事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった佐渡市
クリーンエネルギー活用事業について、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補
助金交付要綱第7条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告しま
す。

補助事業の区分	(1) 電気自動車等 (2) 電気自動車等用充電設備(普通・急速) (3) 住宅用太陽光発電設備(一般・建売) (4) 小規模風力発電設備 該当するもの1つに を付けてくださ い。
補助事業の経費の決算額	円
補助金等交付決定額	円
補助事業の完了年月日	年 月 日
添付書類 佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱別表第3に掲 げる該当書類	

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日 号

クリーンエネルギー活用事業補助金交付額確定通知書

住所
名称
氏名 様

佐渡市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金については、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

1 交付決定額	円
2 交付確定額	円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

クリーンエネルギー活用事業補助金交付請求書
(前金払・概算払・精算払)

佐渡市長 様

請求者 住所
氏名

印

請求金額 _____ 円

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金を上記のとおり交付されるよう、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

振込口座 金融機関名 _____

支店名 _____

口座番号 _____ 普通・当座

フリガナ
口座名義人 _____